

矢板都市計画地区計画の決定（矢板市決定）

都市計画矢板南工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	矢板南工業団地地区計画							
位 置	矢板市こぶし台の一部							
面 積	約 77.6 ha							
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東北縦貫自動車道矢板 I.C. より西へ約 1 km、市南西部の緑豊かな丘陵地に包まれた地域に位置し、矢板南工業団地として、周辺の自然環境と工業と調和のとれた生産活動の場（アメニティー・テクノパーク）として整備された地区である。</p> <p>このため、本地区計画を定めることにより、建築物の制限及び緑化の推進により、周辺環境と調和した良好な生産環境を形成し、将来にわたり維持・保全することを目標とする。</p>						
	土地利用の方針	<p>本地区を、専用工場地としての土地利用を図る A 地区と、研究・開発施設及びこれらに附属する研修施設等の立地を誘導する B 地区に区分し、地区の利便性向上を図るとともに、地区内の緑化を推進し、周辺環境と調和のとれた良好な工業地としての土地利用を行う。</p>						
	地区施設の整備の方針	<p>良好な生産環境を形成するため、幹線道路・補助幹線道路及び区画道路を適切に配置するとともに、周辺環境と調和を図るため、公園、緑地を配置する。</p>						
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、住宅、遊戯施設、風俗施設等の建築物等の立地を制限するとともに、壁面の位置、建築物の形態又は意匠及びかき又はさくの構造について、制限を行う。</p>						
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>道路境界線より後退した空地については、道路沿環境緑地とするよう修景植栽を行う。</p>						
地区整備計画の配置	地区施設	種 類	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		道 路	幹 線 道 路			23 m	約 1,480 m	歩 道 付
			補 助 幹 線 道 路			12 m	約 618 m	〃
			補 助 幹 線 道 路	市道 50 号線		10 m	約 161 m	〃
			区 画 道 路			9 m	約 1,559 m	歩 道 な し
	区 画 道 路				6.5 m	約 32 m	〃	
	公 園 緑 地	種 別	名 称			面 積	備 考	
		公 園				約 5.0 ha		
緑 地					約 12.4 ha			

地 区 に 関 する 整 備 事 項 計 画	地区の名称	A 地区	B 地区
	区分面積	約 56.1 ha	約 21.5 ha
	建築物の用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第二（い）項第5号及び第7号に掲げるもの (2) 法別表第二（は）項第4号に掲げるもの (3) 法別表第二（に）項第5号及び第6号に掲げるもの (4) 法別表第二（ほ）項第3号に掲げるもの (5) 店舗	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 法別表第二（い）項第1号から第3号、第5号及び第7号に掲げるもの（ただし寄宿舍は除く。） (2) 法別表第二（は）項第4号に掲げるもの (3) 法別表第二（に）項第5号及び第6号に掲げるもの (4) 法別表第二（ほ）項第3号に掲げるもの (5) 法別表第二（を）項第4号及び第6号から第8号に掲げるもの
	壁位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上とする。 (1) 道路（地区施設に位置づけられた道路）境界線 5 m (2) その他の敷地境界線 2 m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁及び柱の色彩は、落ち着いた色調とする。 また、屋外広告物は周囲の環境に調和し、美観・風致等を良好に保つものとする。	
	かき又はさくはの構造の制限	道路に面して設けるかき又はさくは、原則として設置してはならない。ただし、止むを得ず設置する場合は、次の各号を満足するものとする。 (1) 道路境界線からかき又はさくまでの距離は、5 m以上とする。 (2) かき又はさくの構造は、原則として生垣とする。止むを得ずフェンス又は鉄さく等による場合は、透視可能な構造とし、かつ、道路に面する部分については植栽を施すものとする。	
土地利用の制限に関する事項	<p>1. 緑豊かな工業環境の確保に必要な樹林地は、緑地として保全する。 （配置は保全区域図表示のとおり）</p> <p>2. 道路沿環境緑地を配置する。</p>		

「地区計画の区域及び地区施設の区域は計画図表示のとおり」